

グループホーム福わらい 重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

※当事業所をご利用いただける対象者は、要介護認定の結果「要支援2」「要介護1～5」と認定された方となります。

当事業所は、入居者に対して認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス（以下「介護サービス」という。）を提供します。事業所の概要や提供される介護サービスの内容、ご利用にあたりご注意いただきたいことを次の通りご説明いたします。

1. 事業者

- ① 法人の名称 特定非営利活動法人 しんまち
- ② 事務所の所在地 長野市信州新町上条125番地1
- ③ 電話番号 026(262)4358
- ④ 代表者 理事長 坂元 芳治
- ⑤ 設立年月日 平成22年12月8日

2. 事業所の概要

- ① 事業所の種類 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
- ② 事業所の目的 認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排せつ、着替え等の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、入居者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。
- ③ 事業所の名称 グループホーム福わらい
- ④ 事業所の所在地 長野市信州新町上条125番地1
- ⑤ 電話番号 026(262)4358
- ⑥ ファックス番号 026(262)4360
- ⑦ 施設長（管理者） 坂元 芳治
- ⑧ 施設の運営方針 事業所は、入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安らぎと笑いのある日常生活を送ることができるよう食事、入浴、

排せつ、着替え等の介護その他日常生活上の支援を行います。

⑨ 施設の運営理念

安心して笑って過ごすために地域との関わりを持ち、その人の気持ちに寄り添ったゆとりある支援の場を作っていきます。

⑩ 施設の開設年月日 平成 23 年 8 月 1 日

⑪ 利用定員 9 人

3. 居室等の概要

当施設の居室等の概要は下記の通りとなっています。入居者の居室は、原則として一人部屋です。

居室の種類	室数	形状・設備
居室	9	洋室・介護ベッド、クローゼット、洗面台
食堂（厨房）	1	対面式キッチン
休憩所（地域交流スペース）	1	和室
浴室	1	リクライニングシャワーキャリー
トイレ	4	車椅子対応

4. 職員の配置状況

① 管理者 1 人（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

② 計画作成担当者 1 人（常勤兼務）

適切な介護サービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、協力福祉施設や医療機関等との連絡、調整に当たります。

③ 看護職員（准看護師） 1 人（非常勤）

入居者の日常の健康管理、看護処置、医療行為を行うとともに、協力医療機関、担当医師等との連絡、調整に当たります。

④ 介護職員 4 人以上（常勤及び非常勤）

入居者に対し必要な介護及び支援を行います。

⑤ 事務職員 1 人（常勤兼務）

事業所に関する必要な事務を行います。

5. ケアプランの決定・変更

- ① 事業所は、計画作成担当者に入居者の認知症対応型共同生活介護計画（以下「ケアプラン」という。）の作成に関する業務を担当させるものとし、これに基づいた介護サービスを提供するものとします。

- ② 事業所は、ケアプランについて入居者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- ③ 事業所は、ケアプランの変更の必要があると認められた場合には、入居者及びその家族と協議して、ケアプランを変更するものとし、入居者及びその家族に対して説明をして内容を確認するものとします。

6. 提供するサービス

- ① 食事
食事は、開放された食堂（厨房）でお作りし提供します。
- ② 入浴
入居者のご希望どおりにご入浴できるよう配慮します。
- ③ 排せつ
自尊心を尊重し、入居者の心身の状況を配慮して最大限の自立を促す援助を行います。
- ④ 移動
施設内外への誘導、ベッド、車椅子での移乗等入居者の身体能力をより維持できるよう配慮した介助を行います。
- ⑤ 機能訓練
日常生活に必要な身体機能の減退防止のための訓練並びに心身の活性化を促す入居者の趣味、趣向を尊重したアクティビティ・サービスを行います。
- ⑥ その他の日常生活における自立支援
炊事、洗い物、洗濯、買物、掃除等あるいは散歩や畑での農作業を職員と共に行いながら、日常生活における入居者の自立を支援いたします。
- ⑦ 健康管理
バイタルチェック並びに健康維持のための相談、指導等を行います。
- ⑧ 生理用品、介護用品のご用意
入居者個人で費用負担する日用品、生理用品（おむつやパッド等）、介護用品（マットレス、滑り止めマット、ポータブルトイレ等）を入居者及びその家族がご用意するか、事業所に依頼するかを選択方式とします。事業所選択の場合は、各商品について料金提示のうえ、入居者及びその家族と協議し選定します。
- ⑨ 行政手続代行
郵便、諸証明等の交付申請等、入居者が必要とする手続等の代行を行います。この場合には、事前あるいは事後にあっては早急に入居者またはその家族に対して実費の内容及びその費用について、説明をして同意を得るものとします。
- ⑩ 貴重品の管理
入居者の希望により、金融機関の通帳、その届出印をお預かりします。入出金をする場合には、入居者から当事業所にかかる所定の書面により届出書の提出を受けたうえで行います。入出金の記録は都度作成し、その写しをご利用者及びその家族へ交付します。

⑪ 身体の拘束

事業所は、介護サービスの提供に当たっては、入居者または他の入居者等の生命並びに身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合には、入居者及びその家族の同意を得てするものとし、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとします。

7. 利用料金（別表1）

① （介護予防）認知症対応型共同生活介護費

事業所が提供する介護サービスの基本料金。介護保険法による介護報酬の告示上の額とし、介護保険負担割合証に記載された利用者の負担の割合が自己負担金額となります。

② 介護報酬の加算

初期加算（入居より30日以内） 30単位／1日

初期加算以外の加算については、介護保険法のほか厚生労働大臣が定める基準を満たした場合には、所定単位を加算するものとします。

③ 介護職員処遇改善加算

介護業務に携わっている従業者に処遇改善手当として全額を介護職員に支給させていただきます。

④ 家賃

途中入退居の場合は、日割り計算とします。ただし、入居中の入退院の場合については、日割り計算をいたしません。

⑤ 水道光熱費

途中入退居の場合は、日割り計算とします。

⑥ 共益費

施設維持のための備品（日常生活に伴う消耗品を除く。）及び修繕等の費用として徴収させていただきます。

途中入退居の場合は、日割り計算とします。

⑦ 冬期暖房費

11月から3月まで、冬期暖房費として徴収いたします。

途中入居の場合は、日割り計算とします。

⑧ 家電使用料

居室内のみでご使用になる家電製品（電気敷毛布、加湿器等）で、一定時間に継続的にご利用になるもの。

⑨ 食材料費

朝昼夕食、おやつの提供したもの。入居者が、外出、外泊で予め施設外で食事をされる場合には計算いたしません。ただし、いったん提供したものについて入居者の事情により、お食事をとられない場合には提供したものとして計算いたします。

- ⑩ 上記表のほか入居者が日常生活において入居者個人が負担することが適当と認められる費用は、実費負担とします。
- ⑪ 入居者希望による日常生活品、嗜好品及びそれらを利用するに当たり発生する利用料
 - (ア) 理美容代、おむつ等の衛生費及び生理用品代
 - (イ) 行事、レクレーション等の食事代
 - (ウ) 医療費本人負担及び衛生医薬品代
- ⑫ 前号の実費の支払いを受ける場合には、事前あるいは事後にあつては早急に入居者またはその家族に対して実費の内容及びその費用について、説明をして同意を得るものとします。
- ⑬ 利用料の支払いは、毎月末ごとに上記各号の内訳を記載した請求書を作成し、現金あるいは銀行振替口座によって翌月15日までに支払うものとします。利用料の支払い方法は、月ごとに現金あるいは下記の当事業者の指定する銀行振替口座によって支払うものとします。

八十二銀行 新町支店
普通口座 203912
口座名義人 特定非営利活動法人 しんまち
理事長 坂元 芳治
- ⑭ 事業者は、前項の支払いを受けた場合には、支払いを受けた内容の内訳を記載した領収書を発行するものとします。

8. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

- (1) 入居者または事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、契約は終了し入居者は退居していただくこととなります。
 - ① 入居者が、要介護認定において心身の状況が自立あるいは要支援1とされた場合
 - ② 事業者が解散命令を受けた場合、破産開始決定がされた場合またはやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合
 - ③ 施設の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合
 - ④ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- (2) 入居者は、30日以上予告期間をおいて事業者に通知することにより本契約を解除することが出来るものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、直ちに本契約を解除することが出来るものとします。
 - ① 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者もしくはサービス従事者が別紙の契約書第10条に定める守秘義務に違反した場合
 - ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- ④ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは傷つける恐れがあるにもかかわらず、事業者が適切な対応を取らない場合
 - ⑤ 入居者が、医療機関に入院し 30 日以内に退院できる見込みが無く、かつ入居者及びその家族との協議のうえで本契約の継続が適切でないと認められる場合には、その日をもって契約解除とします。
- (3) 事業者は、やむを得ない理由がある場合には、30 日以上の予告期間において文書で通知することによりこの契約を解除することができるものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちに本契約を解除することが出来るものとします。
- ① 入居者が、本契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ② 6. 利用料金に基づき入居者が事業者を支払うべきサービス利用料金を 3 ヶ月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限までに支払われない場合
 - ③ 入居者が医療機関に入院し、90 日以内に退院の見込みがない場合または入院後 90 日を経過しても退院できないことが明らかになった場合
- (4) 本契約が終了し、入居者が事業所を退居する場合には、入居者の希望により事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を速やかに行うものとします。
- ① 適切な医療機関または介護保険施設等の紹介
 - ② 他のグループホーム等の居宅介護支援事業者等の紹介
 - ③ その他の保険医療サービス、福祉サービスの提供者の紹介

9. 入居後における留意事項

入居後において次の各号に該当した場合には、退居してもらう場合があります。

- ① 共同住居生活を営むに当たり著しい支障がある場合
- ② 自傷他害のおそれがある場合
- ③ 常時医療機関において治療する必要がある場合

10. 緊急時における対応

入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医あるいは、別表 2 記載の協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講じるとともに管理者に報告するものとします。管理者は報告を受けた後は速やかに入居者の家族及び関係機関に報告するものとします。

11. 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する消防計画に基づき、非常災害に備えるため年に二回以上避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

12. 事故発生時における対応

事業所において事故が発生した時は、速やかに必要な措置を講じるとともに管理者、入居者の家族及び関係機関に連絡をとるものとします。

13. 個人情報

- (1) 事業者は、正当な理由がある場合を除き、入居者またはその家族の個人情報を他に漏らさない義務を負うものとします。
- (2) 事業者は、職員が退職後、在職中知り得た入居者またはその家族の個人情報を漏らすことのないように必要な措置を講じるものとします。

14. 残置物引受人

- (1) 事業者は、本契約が終了した後において、入居者の残置物がある場合、入居者及びその家族または身元引受人等にその旨を連絡するものとします。
- (2) 入居者及びその家族または身元引受人等は、前項の連絡を受けた後3週間以内に残置物を引き取るものとします。
- (3) 事業者は、前項に定める期間を過ぎて、入居者及びその家族または身元引受人等が残置物を引き取らない場合は、適当な者に委託して、当該残置物を入居者及びその家族または身元引受人等に引き渡すものとし、その引き渡しに係る費用は入居者及びその家族または身元引受人等が負担するものとします。

15. 損害賠償について

事業所において介護サービスの提供にあたり、事業所の責任に帰すべき過失により入居者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、事業所は速やかに損害賠償を行うものとします。ただし、入居者において故意または過失が認められた場合は、その程度に応じて損害賠償責任を減じることとします。

16. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。
苦情受付窓口 : 担当 施設長 坂元 芳治
受付時間 : 常時

受付場所 : 事業所内 TEL 026 (262) 4358

(2) 前項のほか、次の各号においても苦情の受付をいたします。

苦情受付窓口 : 長野市役所 保健福祉部 介護保険課

受付場所 : 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所第二庁舎

電話番号 : 026 (224) 7991

苦情受付窓口 : 長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

受付場所 : 長野市西長野字加茂北143番地8 長野県自治会館4階

電話番号 : 026 (238) 1580

17. 運営推進会議について

事業所が地域に密着し、かつ開かれた事業運営とするために運営推進会議（以下「会議」という。）を下記の要領で開催するものとします。

- ① 会議の開催時期は、2ヵ月に1回以上
- ② 会議の構成員は、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、民生委員、地域包括支援センター職員等の認知症対応型生活介護について知見を有する者
- ③ 改善措置
- ④ 会議の内容は、事業所において介護サービスの提供状況等の事業報告、会議からの質問、要望、助言等の意見交換
- ⑤ 会議の会議録の作成及び公表

18. 衛生管理

事業所は、介護サービスの提供に必要な設備、備品等の清潔を保持し、衛生管理に留意します。

介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

グループホーム 福わらい 重要事項説明者 職氏名

氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から介護サービスの提供に際して重要事項の説明を受け、同サービスの提供開始に同意しました。

入 居 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

法定代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(別表 1)

30 日あたりのご利用料金 () は円 < > は単位 (介護報酬告示上のサービス単位)

		要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護基本報酬	①介護基本報酬 (1割自己負担)	<2, 280>	<2, 290>	<2, 400>	<2, 469>	<2, 520>	<2, 574>
	②介護基本報酬 (2割自己負担)	<4, 560>	<4, 580>	<4, 800>	<4, 938>	<5, 040>	<5, 148>
介護加算報酬	③認知症対応型 初期加算	新規入居日からあるいは、入居後、30日を超える入院後の再入居後 <30> / 日 (30日を限度)					
	④サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護職員のうち、介護福祉士の総数 (常勤換算) 割合の割合が 60%以上を確保					
	⑤入退院支援	入居後、3月以内に退院が明らかで円滑な再入居が出来る体制の確保 <246> / 日 (1月に6日を限度)					
	⑥介護職員処遇改善加算 I	①あるいは②の介護基本報酬、及び③～⑤の合計報酬単位の 11.1%					
	⑦特定処遇改善加算 II	①あるいは②の介護基本報酬、及び③～⑤の合計報酬単位の 2.3%					
	⑧ベースアップ等支援加算	①あるいは②の介護基本報酬、及び③～⑤の合計報酬単位の 2.3%					
居住費	⑥家賃	(33,000)					
	⑦水道光熱費	(19,200)					
	⑧共益費	(2,100)					
	⑨冬期暖房費	(1,500) ※11月～3月					
	⑩家電使用料	(1,200)					
食費	⑪食材料費	(45,000) (1,500) / 1日 (朝食:(400)、昼食:(450)、夕食:(450)、おやつ:(200))					

※1 介護基本報酬及び介護報酬加算は、1単位=10.14円で計算し、その金額の1割分が自己負担金額となります。

①あるいは②の介護基本報酬の自己負担割合については、介護保険負担割合証に記載された利用者の負担の割合に応じます。

※2 ③～⑤の介護報酬加算については、介護保険法のほか厚生労働大臣が定める基準を満たした場合に基本報酬に加算して所要の所定単位を加算します。

※3 ⑥の介護職員処遇改善加算は、介護業務に携わっている従業者に基本給ベースアップとして支給させていただきます。

※4 ⑦の特定介護職員処遇改善加算は、介護業務に携わっている介護福祉士の資格を有し、勤続年数10年以上を有する介護福祉士及び他の介護職員、並びにその他の職員に基本給ベースアップとして按分支給させていただきます。

※5 ⑧のベースアップ等支援加算は、介護業務に携わっている介護福祉士及びその他の職員に基本給ベースアップとして支給させていただきます。

※6 ⑩の家電使用料は、居室内のみでご使用になる家電製品（電気敷毛布、加湿器等）一点につき上欄の金額をご請求させていただきます。

(別表 2)

(1) 協力福祉施設

イ	名 称	長野市信州新町日原東 2 1 8 6 番地 1
	所在地	長野広域連合 久米路荘
	連絡先	026 (262) 3222
	施設の種類	特別養護老人ホーム

(2) 協力医療機関

イ	名 称	長野県厚生農業協同組合連合会 南長野医療センター 新町病院
	所在地	長野市信州新町上条 1 3 7 番地
	連絡先	026 (262) 3111
	診療科目	内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科
ロ	名 称	医療法人清水会 更水医院
	所在地	長野市信州新町新町 6 0 6 番地
	連絡先	026 (262) 2027
	診療科目	内科・消化器科 (胃腸科)

(3) 協力歯科医院

イ	名 称	更水歯科医院
	所在地	長野市信州新町新町 6 0 6 番地
	連絡先	026 (262) 2166
	診療科目	歯科
ロ	名 称	大内歯科医院
	所在地	長野市信州新町新町 2 0 5 番地
	連絡先	026 (262) 2118
	診療科目	歯科
ハ	名 称	細尾歯科医院
	所在地	長野市信州新町新町 5 0 番地
	連絡先	026 (262) 2176
	診療科目	歯科